

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年12月7日（令和5年（行情）諮問第1114号）、令和6年2月28日（令和6年（行情）諮問第186号）、同年3月27日（同第295号）、同年6月26日（同第739号）、同年8月26日（同第933号）、同年10月11日（同第1109号）、同月31日（同第1203号及び同第1208号ないし同第1211号）、同年12月19日（同第1431号）、令和7年2月5日（令和7年（行情）諮問第168号）及び同年4月14日（同第446号、同第448号、同第450号及び同第452号）

答申日：令和8年4月8日（令和8年度（行情）答申第12号、同第13号、同第15号、同第16号、同第20号ないし同第28号及び同第31号ないし同第34号）

事件名：「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第5回）議事録」の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分と

された文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」
ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分と
された文書の一部開示決定に関する件

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 非公式会合 議事録」
の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」
ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」
とされた文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」
ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分と
された文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」
ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分と
された文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」
ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分と
された文書の一部開示決定に関する件

「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」
ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分と
された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書10」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる45文書（以下、順に「文書1」ないし「文書45」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月18日付け閣安保第390号、同年11月27日付け同第529号、同年12月18日付け同第557号、令和6年4月15日付け同第184号、同年5月13日付け同第231号、同年6月21日付け同第304号、同年7月12日付け同第3

35号、同月18日付け同第346号ないし同第349号、同年9月13日付け同第413号、同年11月1日付け同第474号、令和7年1月17日付け同第12号、同第14号、同第16号及び同第18号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分17」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1について

ア (略)

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ及びエ (略)

(2) 原処分2について

ア 上記(1)イと同旨。

イ及びウ (略)

(3) 原処分3について

ア 上記(1)イと同旨。

イ及びウ (略)

(4) 原処分4について

ア 上記(1)イと同旨。

イ及びウ (略)

(5) 原処分5について

ア 上記(1)イと同旨。

イないしエ (略)

(6) 原処分6について

ア及びイ (略)

ウ 上記(1)イと同旨。

(7) 原処分7について

ア 上記(1)イと同旨。

イないしエ (略)

(8) 原処分8ないし原処分11について

ア 上記(1)イと同旨。

イないしエ (略)

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか

念のため確認を求める。

- (9) 原処分12について
上記(1)イと同旨。
- (10) 原処分13について
ア 上記(1)イと同旨。
イ (略)
ウ 上記(8)オと同旨。
- (11) 原処分14ないし原処分17について
ア 上記(1)イと同旨。
イ (略)
ウ 上記(8)オと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の趣旨について

- (1) 原処分1について(令和5年(行情)諮問第1114号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年7月19日付け閣安保第338号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、原処分1を行ったところ、審査請求人から、(略)、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

- (2) 原処分2について(令和6年(行情)諮問第186号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年10月26日付け閣安保第484号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、原処分2を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

- (3) 原処分3について(令和6年(行情)諮問第295号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書3に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年11月15日付け閣安保第516号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、原処分3を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

- (4) 原処分4について(令和6年(行情)諮問第739号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書6に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年3月14日付け閣安保第134号により法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用した上で、原処分4を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略)といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(5) 原処分5について（令和6年（行情）諮問第933号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書7に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において原処分5を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(6) 原処分6について（令和6年（行情）諮問第1109号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書8に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年5月22日付け閣安保第242号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、原処分6を行ったところ、審査請求人から、（略）、「一部に対する不開示決定の取り消し。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(7) 原処分7について（令和6年（行情）諮問第1203号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書9に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年6月12日付け閣安保第294号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、原処分7を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(8) 原処分8について（令和6年（行情）諮問第1208号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年7月19日付け閣安保第338号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年8月18日付け閣安保第390号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分1）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第346号により残りの行政文書について原処分8を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(9) 原処分9について（令和6年（行情）諮問第1209号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年10月26日付け閣安保第484号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年11月27日付け閣安保第529号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分2）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第347号により残りの行政文書について原処分9を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(10) 原処分10について（令和6年（行情）諮問第1210号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書3に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年11月15日付け閣安保第516号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和5年12月18日付け閣安保第557号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分3）を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第348号により残りの行政文書について原処分10を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(11) 原処分11について（令和6年（行情）諮問第1211号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書4に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年1月4日付け閣安保第1号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年2月5日付け閣安保第56号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和6年7月18日付け閣安保第349号により残りの行政文書について原処分11を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(12) 原処分12について（令和6年（行情）諮問第1431号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書10に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において原処分12を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(13) 原処分13について（令和7年（行情）諮問第168号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書5に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年2月5日付け閣安保第60号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年3月4日付け閣安保第107号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和6年11月1日付け閣安保第474号により残りの行政文書について原処分13を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(14) 原処分14について（令和7年（行情）諮問第446号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書7に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年4月11日付け閣安保第1

81号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年5月13日付け閣安保第231号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分5）を行い、さらに、残りの行政文書について原処分14を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(15) 原処分15について（令和7年（行情）諮問第448号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書8に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年5月22日付け閣安保第242号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年6月21日付け閣安保第304号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分6）を行い、さらに、残りの行政文書について原処分15を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(16) 原処分16について（令和7年（行情）諮問第450号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書9に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年6月12日付け閣安保第294号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年7月12日付け閣安保第335号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分7）を行い、さらに、残りの行政文書について原処分16を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(17) 原処分17について（令和7年（行情）諮問第452号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書10に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和6年8月13日付け閣安保第378号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上で、令和6年9月13日付け閣安保第413号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（原処分12）を行い、さらに、残りの行政文書について原処分17を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

(1) 原処分1について

処分庁においては、原処分1において、文書1を特定した上、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分1で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分1は妥当である。

(2) 原処分2について

処分庁においては、原処分2において、文書16を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁においては法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和6年7月19日までに開示決定等することとしていることから、原処分2の時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難であったものである。

以上の点から、原処分2は妥当である。

(3) 原処分3について

上記(2)と同旨(ただし、「原処分2」とあるのは「原処分3」と読み替える。)

(4) 原処分4について

処分庁においては、原処分4において、文書18を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁においては法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和6年12月20日までに開示決定等することとしていることから、原処分4の時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難であったものである。

以上の点から、原処分4は妥当である。

(5) 原処分5について

処分庁においては、原処分5において、文書18を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁においては法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和7年1月17日までに開示決定等することとしていることから、原処分5の時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難であったものである。

以上の点から、原処分5は妥当である。

(6) 原処分6について

処分庁においては、原処分6において、文書21を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁においては法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和7年1月17日までに開示決定等することとしていることから、原処分6の時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難であったものである。

以上の点から、原処分6は妥当である。

(7) 原処分7について

上記(6)と同旨(ただし、「原処分6」とあるのは「原処分7」と読み替える。)

(8) 原処分8について

処分庁においては、原処分8において、文書2外43件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を検索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定(原処分1)及び原処分8で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分8は妥当である。

(9) 原処分9について

処分庁においては、原処分9において、文書2外42件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を検索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定(原処分2)及び原処分9で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分9は妥当である。

(10) 原処分10について

処分庁においては、原処分10において、文書2外42件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を検索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定(原処分3)及び原処分10で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分10は妥当である。

(11) 原処分11について

処分庁においては、原処分11において、文書2外41件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を

搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定（文書 1 7）及び原処分 1 1 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 1 1 は妥当である。

（1 2）原処分 1 2 について

処分庁においては、原処分 1 2 において、文書 2 を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところであることから、原処分 1 2 は妥当である。

（1 3）原処分 1 3 について

上記（1 1）と同旨（ただし、「原処分 1 1」とあるのは「原処分 1 3」と読み替える。）。

（1 4）原処分 1 4 について

処分庁においては、原処分 1 4 において、文書 2 外 4 0 件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定（原処分 5）及び原処分 1 4 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 1 4 は妥当である。

（1 5）原処分 1 5 について

処分庁においては、原処分 1 5 において、文書 2 外 3 9 件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定（原処分 6）及び原処分 1 5 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 1 5 は妥当である。

（1 6）原処分 1 6 について

処分庁においては、原処分 1 6 において、文書 2 外 3 9 件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定（原処分 7）及び原処分 1 6 で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分 1 6 は妥当である。

(17) 原処分17について

処分庁においては、原処分17において、文書3外38件を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定（原処分12）及び原処分17で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分17は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア (略)

イ 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2のとおり文書1の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

ウ及びエ (略)

(2) 原処分2及び原処分3について

ア 上記(1)イと同旨（ただし「文書1」とあるのは「文書16」と読み替える。）。

イ及びウ (略)

(3) 原処分4について

ア 上記(1)イと同旨（ただし「文書1」とあるのは「文書18」と読み替える。）。

イ及びウ (略)

(4) 原処分5について

ア 上記(1)イと同旨（ただし「文書1」とあるのは「文書18」と読み替える。）。

イないしエ (略)

(5) 原処分6について

ア及びイ (略)

ウ 上記(1)イと同旨（ただし「文書1」とあるのは「文書21」と読み替える。）。

(6) 原処分7について

ア 上記(1)イと同旨（ただし「文書1」とあるのは「文書21」と読み替える。）。

イないしエ (略)

(7) 原処分8について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書45」と読み替える。)

イ及びウ (略)

エ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記2(8)のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定(原処分1)及び原処分8で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

(8) 原処分9について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書15及び文書17ないし文書45」と読み替える。)

イ及びウ (略)

エ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(9)」、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分8」とあるのは「原処分9」と読み替える。)

(9) 原処分10について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書15及び文書17ないし文書45」と読み替える。)

イ及びウ (略)

エ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(10)」、「原処分1」とあるのは「原処分3」、「原処分8」とあるのは「原処分10」と読み替える。)

(10) 原処分11について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書15及び文書18ないし文書45」と読み替える。)

イ及びウ (略)

エ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(11)」、「先行開示決定(原処分1)」とあるのは「先行開示決定」、「原処分8」とあるのは「原処分11」と読み替える。)

(11) 原処分12について

上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2」と読み替える。)

(12) 原処分13について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2な

いし文書15及び文書18ないし文書45」と読み替える。)

イ (略)

ウ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(13)」、「先行開示決定(原処分1)」とあるのは「先行開示決定」、「原処分8」とあるのは「原処分13」と読み替える。)

(13) 原処分14について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書15及び文書19ないし文書45」と読み替える。)

イ (略)

ウ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(14)」、「原処分1」とあるのは「原処分5」、「原処分8」とあるのは「原処分14」と読み替える。)

(14) 原処分15について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書15、文書19及び文書20並びに文書22ないし文書45」と読み替える。)

イ (略)

ウ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(15)」、「原処分1」とあるのは「原処分6」、「原処分8」とあるのは「原処分15」と読み替える。)

(15) 原処分16について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書2ないし文書15、文書19及び文書20並びに文書22ないし文書45」と読み替える。)

イ (略)

ウ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(16)」、「原処分1」とあるのは「原処分7」、「原処分8」とあるのは「原処分16」と読み替える。)

(16) 原処分17について

ア 上記(1)イと同旨(ただし「文書1」とあるのは「文書3ないし文書15、文書19及び文書20並びに文書22ないし文書45」と読み替える。)

イ (略)

ウ 上記(7)エと同旨(ただし「上記2(8)」とあるのは「上記2(17)」、「原処分1」とあるのは「原処分12」、「原処分8」とあるのは「原処分17」と読み替える。)

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月7日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1114号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和6年1月11日 審議（同上）
- ④ 同年2月28日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第186号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年3月19日 審議（同上）
- ⑦ 同月27日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第295号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 同年4月11日 審議（同上）
- ⑩ 同年6月26日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第739号）
- ⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑫ 同年7月10日 審議（同上）
- ⑬ 同年8月26日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第933号）
- ⑭ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑮ 同年9月9日 審議（同上）
- ⑯ 同年10月11日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1109号）
- ⑰ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑱ 同月24日 審議（同上）
- ⑲ 同月31日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1203号及び同第1208号ないし同第1211号）
- ⑳ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ㉑ 同年11月21日 審議（同上）
- ㉒ 同年12月19日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1431号）
- ㉓ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ㉔ 令和7年1月22日 審議（同上）
- ㉕ 同年2月5日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1

- 68号)
- ②6 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
 - ②7 同月19日 審議（同上）
 - ②8 同年4月14日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第446号、同第448号、同第450号及び同第452号）
 - ②9 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
 - ③0 同年5月7日 審議（令和7年（行情）諮問第446号、同第448号及び同第450号）
 - ③1 同年6月4日 審議（令和7年（行情）諮問第452号）
 - ③2 令和8年4月2日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和5年（行情）諮問第1114号、令和6年（行情）諮問第186号、同第295号、同第739号、同第933号、同第1109号、同第1203号、同第1208号ないし同第1211号、同第1431号及び令和7年（行情）諮問第168号）、令和5年（行情）諮問第1114号、令和6年（行情）諮問第186号、同第295号、同第739号、同第933号、同第1109号、同第1203号、同第1208号ないし同第1211号、同第1431号、令和7年（行情）諮問第168号、同第446号、同第448号、同第450号及び同第452号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号、6号及び同号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- ア 本件各開示請求の請求文言にいう「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）とは、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に開催されたものである。
- イ 平成25年2月8日から平成26年5月15日までの間に懇談会が7回、平成25年4月9日から平成26年3月17日までの間に懇談会の非公式会合が5回、同年1月8日から同年2月14日までの間に少人数会合が3回開催されている。
- ウ 本件請求文書1に係る文書の特定について
本件開示請求は、行政文書ファイル「平成25年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」につづられた文書の全ての開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、文書1につき先行開示決定（原処分1）を行い、残りの行政文書につき原処分8を行った。
- エ 本件請求文書2に係る文書の特定について
本件開示請求文言にいう「閣安保第390号」とは、本件請求文書1に対する処分庁の先行開示決定である。
本件開示請求は、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の受付日の翌日（令和5年6月20日）から本件開示請求の受付日（同年9月26日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書2ないし文書45を特定し、文書16につき先行開示決定（原処分2）を行い、残りの行政文書につき原処分9を行った。
- オ 本件請求文書3に係る文書の特定について
本件開示請求文言にいう「閣安保第390号」とは、本件請求文書1に対する処分庁の先行開示決定である。
本件開示請求は、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の受付日の翌日（令和5年6月20日）から本件開示請求の受付日（同年10月17日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書2ないし文書45を特定し、文書16につき先行開示決定（原処分3）を行い、残りの行政文書につき原処分10を行った。
- カ 本件請求文書4に係る文書の特定について
本件開示請求文言にいう「閣安保第529号」とは、本件請求文書2に対する処分庁の先行開示決定である。
本件開示請求は、本件請求文書2の開示請求に係る先行開示決定で

残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の受付日の翌日（令和5年9月27日）から本件開示請求の受付日（同年12月5日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書2ないし文書15及び文書17ないし文書45を特定し、文書17につき先行開示決定を行い、残りの行政文書につき原処分11を行った。

キ 本件請求文書5に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第557号」とは、本件請求文書3に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書3の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書3の受付日の翌日（令和5年10月18日）から本件開示請求の受付日（同年12月26日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書2ないし文書15及び文書17ないし文書45を特定し、文書17につき先行開示決定を行い、残りの行政文書につき原処分13を行った。

ク 本件請求文書6に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第56号」とは、本件請求文書4に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書4の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書4の受付日の翌日（令和5年12月6日）から本件開示請求の受付日（令和6年2月13日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書の一部として文書18を特定し、先行開示決定（原処分4）を行った。

ケ 本件請求文書7に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第107号」とは、本件請求文書5に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書5の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書5の受付日の翌日（令和5年12月27日）から本件開示請求の受付日（令和6年3月12日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書2ないし文書15及び文書18ないし文書45を特定し、文書18につき先行開示決定（原処分5）を行い、残りの行政文書につき原処分14を行った。

コ 本件請求文書8に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第184号」とは、本件請求文書6に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書 6 の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 6 の受付日の翌日（令和 6 年 2 月 1 4 日）から本件開示請求の受付日（同年 4 月 2 2 日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書 2 ないし文書 1 5 及び文書 1 9 ないし文書 4 5 を特定し、文書 2 1 につき先行開示決定（原処分 6）を行い、残りの行政文書につき原処分 1 5 を行った。

サ 本件請求文書 9 に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第 2 3 1 号」とは、本件請求文書 7 に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書 7 の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 7 の受付日の翌日（令和 6 年 3 月 1 3 日）から本件開示請求の受付日（同年 5 月 1 7 日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書 2 ないし文書 1 5 及び文書 1 9 ないし文書 4 5 を特定し、文書 2 1 につき先行開示決定（原処分 7）を行い、残りの行政文書につき原処分 1 6 を行った。

シ 本件請求文書 1 0 に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第 3 0 4 号」とは、本件請求文書 8 に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書 8 の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書 8 の受付日の翌日（令和 6 年 4 月 2 3 日）から本件開示請求の受付日（同年 7 月 1 7 日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、文書 2 ないし文書 1 5、文書 1 9、文書 2 0、文書 2 2 ないし文書 4 5 を特定し、文書 2 につき先行開示決定（原処分 1 2）を行い、残りの行政文書につき原処分 1 7 を行った。

ス 本件各審査請求を受け、改めて、関係部署の執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アないしシの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）スの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、懇談会並びに懇談会の非公式会合及び少人数会合で議論された内容等が具体的に記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、懇談会における議事録であり、委員の間で率直な意見の交換を行うため、その運営方針において、議事要旨以外は議事を非公開とする旨規定されている。

懇談会において非公開を前提に行われた議論を公にすることにより、委員の忌たんのない意見の内容が明らかとなり、今後、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくおそれがあるほか、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見の交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

イ 当該部分については、これを公にすることにより、非公開を前提とした懇談会における参加者の具体的な意見の内容が明らかとなり、懇談会における参加者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の直通電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、自署による氏名、印影、現住所及び謝金振込先口座等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、ある特定の事例を想定した際の我が国がとるべき具体的な行動が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、特定の事象が発生した場合における我が国の具体的な行動が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、懇談会において、安全保障の法的基盤に関して各非公式会合の時点までに検討した内容及び今後議論すべき論点が具体的に記載されていることが認められる。

当該文書は、そもそも非公開を前提として作成されたものであることから、これを公にすることにより、懇談会の具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり、懇談会が終了し報告書が提出された後であっても、将来実施する可能性がある同種の審議又は検討作業等において、関係者が忌たんのない意見交換を行うことが困難となるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表の番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、委員の記名付きの意見等懇談会における委員の意見や発言振りに係る情報が記載されていることが認められる。

当該文書は、これを公にすることにより、特定の有識者の暫定的な意見の内容等が明らかとなり、懇談会における有識者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表の番号7に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、平成26年5月に懇談会の報告書が内閣総理大臣に提出されるまでの間に作成された当該報告書の数次にわたる素案であることが認められる。

当該文書は、これを公にすることにより、報告書の具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり、懇談会が終了し報告書が提出された後であっても、将来実施する可能性がある同種の審議ないし検討作業等において、関係者が忌たんのない意見交換を行うことが困難となるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号、6号及び同号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全て。ただし、ホームページに掲載されたものは除く。
- (2) 本件請求文書 2 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 390 号で残り部分とされた全て。
- (3) 本件請求文書 3 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 390 号で「残りの部分」とされた全て。
- (4) 本件請求文書 4 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 529 号で残り部分とされた全て。
- (5) 本件請求文書 5 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 557 号で「残りの部分」とされた全て。
- (6) 本件請求文書 6 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 56 号で残り部分とされた全て。
- (7) 本件請求文書 7 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 107 号で「残りの部分」とされた全て。
- (8) 本件請求文書 8 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 184 号で残り部分とされた全て。
- (9) 本件請求文書 9 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 231 号で「残りの部分」とされた全て。
- (10) 本件請求文書 10 特定識別番号「平成 25 年度安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会関連業務」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 304 号で残り部分とされた全て。

2 本件対象文書

- 文書1 第2回会合 議事録
- 文書2 第1回非公式会合 議事録
- 文書3 第2回非公式会合 砂川事件最高裁判所大法廷判決
- 文書4 第2回非公式会合 議事録
- 文書5 第3回非公式会合 資料1 議事次第
- 文書6 第3回非公式会合 議事録
- 文書7 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について」
の一部改正について
- 文書8 細谷委員の承諾書
- 文書9 細谷委員の履歴書
- 文書10 細谷委員の謝金等振込先登録票
- 文書11 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」への参加に対する承諾方について（細谷委員）
- 文書12 第2回会合 参考資料 我が国を取り巻く外交・安全保障環境
- 文書13 第2回会合 参考資料 我が国を取り巻く軍事・安全保障環境
- 文書14 第2回会合 我が国がとるべき具体的行動の例
- 文書15 第2回会合 具体例
- 文書16 第3回会合 議事録
- 文書17 第4回会合 議事録
- 文書18 第5回会合 議事録
- 文書19 第1回少人数会合 議事録
- 文書20 第2回少人数会合 議事録
- 文書21 第6回会合 議事録
- 文書22 第3回少人数会合 議事録
- 文書23 第4回非公式会合 議事録
- 文書24 第5回非公式会合 議事録
- 文書25 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」への参加に対する承諾方について（中西委員）
- 文書26 第1回非公式会合 卓上配付資料
- 文書27 第1回非公式会合 委員提供等資料
- 文書28 第2回非公式会合 卓上配布資料
- 文書29 第2回非公式会合 委員提供等資料
- 文書30 第3回非公式会合 卓上配付資料
- 文書31 第3回非公式会合 委員提供等資料
- 文書32 第2回会合 委員提供等資料
- 文書33 第3回会合 委員提供等資料
- 文書34 第4回会合 委員提供等資料

- 文書35 第5回会合 委員提供等資料
- 文書36 第1回少人数会合 報告書（たたき台）
- 文書37 第2回少人数会合 報告書（たたき台）
- 文書38 第2回少人数会合 委員提供等資料
- 文書39 第6回会合 委員提供等資料
- 文書40 第3回少人数会合 報告書（たたき台）
- 文書41 第3回少人数会合 委員提供等資料
- 文書42 第4回非公式会合 報告書（たたき台）
- 文書43 第4回非公式会合 委員提供等資料
- 文書44 第5回非公式会合 報告書（たたき台）
- 文書45 第5回非公式会合 委員提供等資料

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	一部	不開示とした部分は、当該懇談会における議事録であり、委員の間で率直な意見の交換を行うため、その運営方針において、議事要旨以外は議事を非公開とする旨規定されている。懇談会において非公開を前提に行われた議論を公にすることにより、委員の忌憚のない意見の内容が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、今後、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあるほか、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見の交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上から、法5条5号及び6号又は同号柱書きに該当するため、不開示とした。
	文書 2	1 枚目 1 7 行目以降、2 枚目ないし 1 3 枚目の一部	
	文書 4	1 枚目 1 2 行目以降、2 枚目ないし 1 5 枚目の一部	
	文書 6	1 枚目 1 5 行目以降、2 枚目ないし 2 1 枚目の一部	
	文書 1 6	1 枚目 1 7 行目以降、2 枚目ないし 2 7 枚目の一部	
	文書 1 7	1 枚目 1 8 行目以降、2 枚目ないし 2 6 枚目の一部	
	文書 1 8	1 枚目 1 9 行目以降、2 枚目ないし 2 7 枚目の一部	
	文書 1 9	1 枚目 1 2 行目以降、2 枚目ないし 8 枚目の一部	
	文書 2 0	1 枚目 1 2 行目以降、2 枚目ないし 1 9 枚目の一部	
	文書 2 1	1 枚目 2 2 行目以降、2 枚目ないし 2 3 枚目の一部	
	文書 2 2	1 枚目 1 0 行目以降、2 枚目ないし 2 2 枚目の一部	
文書 2 3	1 枚目 1 4 行目以降、2 枚目ないし 1 5 枚目の一部		
文書 2 4	1 枚目 1 3 行目以	不開示とした部分は、当該懇談会に	

		降、2枚目ないし14枚目の一部（下記番号2を除く部分）	<p>おける議事録であり、委員の間で率直な意見の交換を行うため、その運営方針において議事要旨以外は議事を非公開とする旨規定されている。懇談会において非公開を前提に行われた議事を公にすることにより、委員の忌憚のない意見の内容が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、今後、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあるほか、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該部分には、職場のIPアドレスに関する情報が記載されており、これらを公にすることで、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上から法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
2	文書7	1枚目下部及び3枚目下部	<p>不開示とした部分は、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX番号、メールアドレス及びIPアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
	文書25	1枚目及び2枚目の一部	

	文書 1 1	1 枚目下部	不開示とした部分は、職員の内線電話番号であり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 4	1 枚目 1 3 行目以降、2 枚目ないし 1 4 枚目の一部	不開示とした部分は、当該懇談会における議事録であり、委員の間で率直な意見の交換を行うため、その運営方針において議事要旨以外は議事を非公開とする旨規定されている。懇談会において非公開を前提に行われた議事を公にすることにより、委員の忌憚のない意見の内容が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、今後、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあるほか、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該部分には、職場の I P アドレスに関する情報が記載されており、これらを公にすることで、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上から法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。

3	文書 8	1 枚目の一部	不開示とした部分は、委員本人の自署署名・印影であり、これらは特定の個人を識別できるもので、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 9	1 枚目上部及び 2 枚目の一部	不開示とした部分は、委員本人の生年月日、現住所・電話番号、学歴・職歴・賞罰等であり、これらは特定の個人を識別できるもので、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 0	1 枚目の一部	不開示とした部分は、委員本人の自署署名、現住所、謝金振込口座等であり、これらは特定の個人を識別できるもので、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1 4	1 枚目の一部	不開示とした部分は、特定他国を例に想定した、我が国がとるべき具体的行動の例を示しており、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が害されるおそれ、及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 5	1 枚目ないし 3 枚目	
5	文書 2 6 (原処分 8 ないし 原処分 1 1)	全て	本文書は、委員の発言にかかる文書であり、特定の委員の忌憚のない意見の内容が明らかとなることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、今度、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあるほか、今後懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上から法 5 条 5 号及び 6 号柱書き

			に該当するため、不開示とした。
	文書 26 (原処分 13ない し原処分 17)	全て	本文書は、公にしないことを前提とした文書であり、安全保障法制整備に関し、審議・検討中の情報である。これらを公にした場合、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、特定他国を例に想定した、我が国がとるべき具体的行動の例を示した上で検討を実施しており、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が害されるおそれ、及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、今後の安全保障政策の実施に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上から法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 28		
	文書 30		
6	文書 27 文書 29 文書 31 文書 32 文書 33 文書 34 文書 35 文書 38 文書 39 文書 41 文書 43 文書 45	全て	本文書は、委員の発言にかかる文書であり、特定の委員の忌憚のない意見の内容が明らかとなることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、今度、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあるほか、今後懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上から法5条5号及び6号柱書きに該当するため、不開示とした。
7	文書 36 文書 37	全て	本文書は、報告書のたたき台であり、検討の過程に関する情報を示し

	文書40		<p>たものである。これらを公にした場合、最終的にとりまとめられた報告書の内容とは異なる委員の忌憚のない意見に基づく議論の内容や、どの部分に議論が及んだかが明らかとなり、報告書がいかなる理由で修正されたか等に対する他国及び国民の憶測や誤解が生じる可能性を否定できず、我が国の安全保障において他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、それにより同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上から法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
	文書42		
	文書44		

※当審査会事務局で整理した。